令和4年第2回取手市議会定例会議事日程(第5号)

令和4年6月20日(月)午前10時開議

日程第1	議案第36号	取手市税条例等の一部を改正する条例について
	議案第37号	取手市手数料条例の一部を改正する条例について
	議案第38号	市道路線の変更について
日程第2	議案第44号	令和4年度取手市一般会計補正予算(第6号)
日程第3	議案第45号	令和4年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予
		算 (第 1 号)
日程第4	請願第30号	旧白山西小学校グラウンド東側地区道路冠水対策に関する
		請願
日程第5	意 見 書 案	消費税5%減税・インボイス制度の実施中止を求める意見
	第 1 号	書について
日程第6	総務文教常任委員	員会、福祉厚生常任委員会、建設経済常任委員会の中間報告の

日程第6 総務文教常任委員会、福祉厚生常任委員会、建設経済常任委員会の中間報告の 件

総務文教常任委員会 委員長 岩 澤 信

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第110条 の規定により報告します。

事件の番号	件名	議決の結果
議案第36号	取手市税条例等の一部を改正する条例について	原案可決
議案第37号	取手市手数料条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第44号	令和4年度取手市一般会計補正予算(第6号) (所管事項)	原案可決

福祉厚生常任委員会 委員長 関 川 翔

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第11 0条の規定により報告します。

事件の番号	件名	議決の結果
議案第44号	令和4年度取手市一般会計補正予算(第6号) (所管事項)	原案可決

建設経済常任委員会 委員長 染 谷 和 博

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第110条 の規定により報告します。

事件の番号	件名	議	決の)結:	果
議案第38号	市道路線の変更について	原	案	可	決
議案第44号	令和4年度取手市一般会計補正予算(第6号) (所管事項)	原	案	可	決
議案第45号	令和4年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補 正予算(第1号)	原	案	可	決

建設経済常任委員会 委員長 染 谷 和 博

請願審查報告書

本委員会は、令和4年6月8日に付託された請願審査の結果、下記のとおり決定したので、会議 規則第143条の規定により報告します。

受付番号	件 名	審査結果	措置
請願第30号	旧白山西小学校グラウンド東側地区道路	不 採 択	
	冠水対策に関する請願		

意見書案第1号

消費税5%減税・インボイス制度の実施中止を求める意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和 4年 6月20日

取手市議会議長 金澤克仁殿

提出者 取手市議会議員 関 戸 勇

消費税5%減税・インボイス制度の実施中止を求める意見書(案)

コロナ禍や物価高騰などにより国民の暮らし、小規模事業者の営業は苦しくなるばかりです。 消費税減税は物価高騰から暮らしと営業を守る上でも、また日本経済の回復にとっても最も効果的な物価対策であり、5%への減税は緊急に求められます。それにもかかわらず、2023年10月からインボイス制度(適格請求書等保存方式)が実施されようとしています。

インボイス制度が実施されれば、中小事業者やフリーランスは事務や消費税負担の増加につながります。消費税の免税事業者に新たな負担を強いる制度は、コロナ禍から再起を図る事業者の重い足かせとなります。インボイス制度によって、新たに 2,480 億円の消費税収が増えると財務省が試算するように、実施されれば消費者の負担が増えます。

インボイス制度について、業界団体や税理士団体なども「中止」「凍結」を求めています。 よって、国及び政府においては、中小事業者や個人事業主の事業存続と再生のため下記の事 項について要望します。

記

- 1 消費税5%減税を行うこと。
- 2 インボイス制度の実施は中止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 4年 月 日

茨城県取手市議会

【提出先】衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 財務大臣 経済産業大臣 厚生労働大臣

総務文教常任委員会 委員長 岩澤 信

委員会中間報告書

本委員会に付託の調査事件について、会議規則第45条の規定により、下 記のとおり報告いたします。

- 1 調査事件名 令和3年第2回意見交換会時要望・意見に関する当委員会所管事務
- 2 調査の経過 令和4年3月3日、4月12日、6月14日
- 3 意 見 別紙のとおり

【総務文教常任委員会】令和3年11月13日 市民との意見交換会(要望・意見)

75 H	平均	
項目	要望・意見	
	地区によっては避難場所が遠	水害時の避難場所は市内の高台にある公共施設等が指定されているため、特に藤代方面からは避難場所までの距
	く、車での避難は駐車場スペー	離が遠くなり、多くの方が車で避難されることも予想されます。
	スに限界がある。	そのため、市では避難所となる小中学校等のグラウンドを臨時的に駐車場として開放することを見込んでおりま
		す。また、市内民間・県施設(日本ファブテック、取手競輪場等)についても避難場所(屋外敷地)の提供につ
1		いて、災害時協定や協議によりスペースの確保に努めています。その他、市内貸切バス事業者と災害時の避難者
		輸送に関する協定の締結に向けて令和4年度から協議を進めていく予定です。
		また、道路の混雑も予想されますので、ハザードマップ(令和4年度に作成する総合防災マップでは「広域避
		難」についても掲載予定)等で日頃から避難先を確認しておいたり、避難所以外(安全な場所に住む親戚・知人
		宅等)への避難の検討についても協力を呼びかけています。
	自主防災会の未組織地区の対応	令和4年4月現在、市内には91の自主防災組織が結成されています。市ホームページにて自主防災組織の必
	について	要性や補助金の交付(県・市)の案内を掲載しています。
2		市では、結成の必要性をさらに認識していただくため、本年度中に防災専門家を講師として招き、未結成地区の
2		市政協力員等を対象に講演会を予定しています。
		自主防災組織は「自分たちの地域は自分たちで守る」という共助の精神のもとに地域住民が自主的に結成する必
		要があるため、行政としてそのサポートに努めています。
	避難所での多様性のある方への	取手市の避難所運営マニュアルは、令和3年度に市民協働課と安全安心対策課が協議の上、一部改正されてい
	対応をマニュアルに	ます。
		改正内容として、まず「避難所への生活支援は公平に行うことを原則とする。ただし、災害時要配慮者(高齢者、
		障がいのある方、妊産婦、乳幼児、外国人、帰宅困難者等)とされる方々については、それぞれの状況に配慮し
3		個別に対応する。」次に「避難所の運営にあたっては、男女双方の意見を吸い上げる体制作りが必要となるため、
		女性の選出を配慮すること。」等々の、配慮の有無や性差に着目した避難所運営マニュアルに改正しています。
		市では、第四次取手市男女共同参画計画を策定しており、引き続き庁内連携や市民団体等からの意見を取り入れ
		つつ、必要に応じて改定を実施しています。
		なお、令和4年度はペット同伴避難の検討を進めています。

	市と自主防災で水害時の避難 訓練の実施	市では、水害時の避難訓練は、令和4年3月13日に、水害を想定し、井野団地自主防災会と取手市による住民避難訓練・避難所開設訓練を開催するなど、各自主防災会から要望等があった際には積極的に連携して実施
4	・夜間避難訓練の実施	
	• 1久间处至美田川常人了关。他	しています。また、夜間避難訓練は、まずは避難経路等が確認しやすい昼間における避難訓練を積み重ねてい
		った上で、訓練実施を検討しています。
	・災害時に地域内でボランティ	・災害時における地域内のリーダーは、防災士の資格を有する方が担うことが望ましいと考えています。市で
	アとして活動できるリーダー	は、防災士の資格取得のための取手市防災士育成事業補助金を交付しており、補助金を利用して資格を取得
5	的存在の方たちの掌握、また	した方についての情報に限り情報を把握しています。そのため、相談があった際には、当該有資格者の同意
	養成方法	のもとで安全安心対策課で情報提供等をしています。
	・コロナ禍の避難訓練方法	• 令和2年度に市職員によるコロナ禍での避難訓練を実施し、ホームページにて広報しています。
6	・防災対策への補助金を	• 補助金については検討していません。早めの避難を推奨しています。
0	・各避難所に救援物資の備蓄を	・ 災害時は、必要に応じ物資班が救援物資を各避難所へ届ける体制が構築されています。
	市政協力員と自主防災会会長を	市では特に決まりがないので、地域で有効に活用いただくか、安全安心対策課で相談を受け付けています。
7	兼務のため、市から防災ラジオ	
1	が2台貸与、1台で十分のため	
	改善を。	
8	かたらいの郷信号付近の防犯灯	防犯灯の設置要望は、地域の市政協力員を経由して要望・相談をいただきたいと考えています。
8	がない。	
0	教育費にもっとお金をかけてほ	GIGA スクール構想などのオンライン学習もあり、以前よりも予算を計上しています。その時の情勢も見なが
9	LV	ら検討していきます。
	子どもに近隣の方への挨拶は最	・学校のほうでも進めている部分はありますが、各家庭においては、知らない人とは話さないなどの問題点が
10	大の防犯と教えている。進めて	あります。
10	はどうか。	・校内挨拶と下校時においての指導内容を変えています。
		・学校としては、地域の人々との挨拶は推奨しています。
	学校での子どもの防犯教育	・取手警察署による防犯講習会を実施しています。
11		• 防犯ブザーの点検等を学校で定期的に行っています。
		子ども110番の場所等の指導を行っています。

	オーガニックの給食(ナチュラ	・給食のお米は 100%取手産を使用しています。
	ルスクールランチアクション)	• 有機野菜においては多品種少量生産のため、現状は困難となっておりますが、自校式の一部の学校をモデル
12	など地産地消の有機野菜を作る	校として考えています。
	と環境にも良いので推進してみ	
	ては。	
	藤代スポーツセンターで水が流	・平成5年開館時は水を流していましたが、平成12年~16年の間に止めました。
10	れていた所が、今流れていなく	・点検整備などに多額の経費がかかることや、感染症などを危惧すると施設管理上、再開は考えていません。
13	て子どもが水遊びできないので	
	復活してほしい。	
1.4	学校の防災の教え方の改善(防	防災ずきんの使用方法などを避難訓練時以外にも指導しています。
14	災ずきんなど)	
1.5	公民館、月曜日を休みにする必	月曜は開館しています。
15	要があるのか。	
16	利根川が氾濫し浸水した場合、	現状は困難ではありますが、重要な資料や書籍については、取手図書館の2階や3階に保管しています。
10	図書館の書籍の保全対策を。	
	ハザードマップの浸水想定ライ	・氾濫した場合は取手市内の半数以上の学校が浸水します。
	ンを、学校施設の壁画や体育館	・3mの場合には校舎2階、5mは体育館半分、10mは体育館すべてが浸水するなど、画像イメージ等を用い
17	などに記載をし、学校で子ども	て教育、指導しています。
	たちに水害の危険性を指導して	
	もらいたい。	
	取手西小の通学路(校庭に面し	斜面においては私有地のため、教育委員会を通して打診や、通学路として困難な場合は迂回路を設定し通学の
18	た) 南側の樹木に覆われた斜面	指導をしています。
	林は崩れないか点検を。	
19	市内から市内の学校に通う学生	市としては現状、考えてはいません。
19	の定期代の補助	
	自治会がなく、自主防災会のみが	自治会が組織されず、自主防災会のみ組織されている地区は把握していません。
20	地域コミュニティーとなってい	
	るため不便である。	

21	地元住民と、新住民のつながりが もてるような取り組み(ゆめみ野 在住)	
22	戸頭団地の上を飛んでいる飛行 機を何とかしてほしい。	取手市上空は、羽田空港の離発着便の飛行ルートとなっています。また、定期的な訓練ではないものの、自衛隊の航空機や他の民間航空機が不定期に市の上空を通過していることも考えられます。いずれも市の管轄ではないことから、市としての取組は難しい状況です。
23	家庭で同時に2人はテレワークできないので、テレワークができるようなスペースを貸し出して欲しい。(ホテルでテレワークする補助を使っても料金が高くなる。)	現状のテレワーク補助金の活用をお願いしている状況です。
24	船が欲しい。	消防本部で、椚木署と吉田署に配備済みです。 防災備蓄としては、準備する予定はありません。
25	防犯対策、特に子供たちの安全の ために、公園等に防犯カメラを設 置してほしい。	とがしら公園、向原公園にトイレ用のカメラを設置します。また、とがしら公園、もくせい公園内に、それぞれ 2台のカメラを設置しています。
26	「蘖(ひこばえ)」「社協だより」 の意味があるのか。配るのが大 変。見直してほしい。	政策情報紙「蘖」については、市の重要施策やプロジェクト事業などを、途中経過も含め分かりやすくお知らせし、市政への関心を高めてもらい、市民参加による協働のまちづくりを進めるために年3回、そして社協だより(とりで社協情報誌)については、社会福祉協議会や福祉に対する理解及び地域福祉活動の向上を目的として、各地域での取組や、社協の事業予定・事業報告などの記事を掲載した情報誌を年4回、それぞれ市政協力員の皆さんのご協力をいただき、各世帯に配布していただいておりますので、ご理解いただきたいと考えています。

福祉厚生常任委員会 委員長 関 川 翔

委員会中間報告書

本委員会に付託の調査事件について、会議規則第45条の規定により、下 記のとおり報告いたします。

- 1 調査事件名 令和3年第2回意見交換会時要望・意見に関する当委員会所管事務
- 2 調査の経過 令和4年3月4日、6月15日
- 3 意 見 別紙のとおり

【福祉厚生常任委員会】 令和3年第2回市民との意見交換会(要望・意見)

要望・意見 回答 安心して子どもを産み育てられるよう、また、若 現在、取手市では母親の妊娠期から始まる子育て支援策に取り組んでいます。例えば、 い方々がさらに転入していただけるように、子ど 妊娠期から乳児期の支援策として市内4つの支援センター運営や子育て世代包括支援セ もの発育に関わる支援の充実、救急医療体制の拡 ンターで利用者支援員が交流事業・情報発信・相談事業に取り組み、発育や発達に関して 充等、子育てしやすい様々な支援等々のある、魅 も乳児期には保健センターで発達相談や親子教室を実施しています。 力あるまちづくりのさらなる検討を進めてほし また、近年は全国的に待機児童問題がありますが、取手市では「待機児童ゼロ」を目標 に市内公立保育所の新設や子育で世代の育児環境を整えるため、一時保育、病児保育、早 V 朝・延長保育を実施し、令和3年度は待機児童ゼロを達成しています。さらに幼児期では、 公立及び民間の教育保育施設を臨床発達心理士が巡回相談を実施しています。5年ごとに 実施している子ども・子育て支援アンケート調査では「今後も継続して取手市に住み子育 てする予定か」の項目では、89.2%が「住み続けたい」としており、5年前と比較すると 10.1%増加しています。 市議会としましても、さらに子育て世代が住みやすい取手市を目指し、子育て支援にお ける政策や事業を提案していきたいと考えております。 高齢者のワクチン接種について 高齢者のコロナワクチン初回接種は、予約時の混雑をできるだけ防ぐ目的で、85歳以 上から 65 歳以上の年齢区分にて、接種券の発送日をずらしながら順次発送し、発送時期 ・高齢者は○日~○日までに□□(場所)で打つ | ようにと決められたほうがよかった。 に応じた公民館等での予約会において、インターネット予約を支援していました。しかし、 ・パソコンでの予約はできない、1日中電話、公|予約に際しては、コールセンターの電話が殺到し、つながりにくい状況が続いたり、予約 会の会場によっては待ち時間が長くなってしまったことなど、ご迷惑をおかけした場面も 民館に直接行ったら長蛇の列、大変だった。 ・特に高齢者には分かりやすい説明と丁寧な対応 あったと報告を受けています。 ワクチン接種に関しまして、個別通知、広報とりで、市ホームページ等により重要な情 が必要。(何に対しても) ・打つ・打たないの判断が自己責任なので、ワク 報を適宜お知らせしながら、相談窓口として保健センターでは、土日も含めた随時相談に チンについての疑問や不安などの相談窓口が 対応し、国や県等に設置された相談窓口の周知も徹底しております。 国は4回目の接種に向けて体制を5月末までに整えるよう自治体に通知しています。 あるとよい。

市議会としましても皆さんがスムーズに予約・接種できるよう注視してまいります。

3	ワクチン3回目の接種について。小学生のワクチ	5歳から11歳のワクチン接種は、令和4年1月に薬事承認されたことを受け、1・2
	ン接種を中止してほしい。	回目接種としての初回接種を3月から開始したところです。この年齢層における3回目
		接種に関しては、現時点において国の方向性が全く示されていない状況です。
		このタイプのワクチンを体に入れることは前例がなく、特に低年齢なので保護者は悩ん
		でいると考えられます。打ったほうがよい、打たないほうがよいとは言えないため、市議
		会としましても、今後も国の指針を注視してまいります。
4	県内一位を目指してほしい(ウオーキング、チュ	取手市では、市民全体の健康づくりの意欲の底上げを図りたいという考えの中で、令和
	ーブ体操人口比等々、どの事業でもよい。これに	3年度の事業の1つとしてウオーキングマップ「ぷらっと取手駅周辺散策MAP」を作成
	より活性化、盛り上がってくるのではないか。茨	しました。市には、茨城県認定の「ヘルスロード」のウオーキングマップがありますが、
	城県は今年も魅力度ランキング最下位。私は総合	今回は取手第二高等学校の生徒さんから提案のあった、高校生等の若者にも活用される散
	型地域スポーツクラブを運営している。主として	策マップを作成しました。駅周辺の見どころや河川敷から見渡す風景、また高低差のある
	健康や体力づくりを通して、全国一位の事業をつ	取手市ならではの複数の坂道や国際色豊かな飲食店が点在していることなどを紹介する
	くりたい!)	魅力的なマップとなっており、公共施設や市内高校にも配置し老若男女問わず取手市の魅
		力に触れていただきたいと考えています。また、スタンプラリーを用いたウオーキングイ
		ベントも計画しております。
		市議会としましても、引き続きこうした事業を注視・提案し、子どもから高齢者まで、
		世代を超えて健康づくりのできる取手市を目指していきたいと考えています。

建設経済常任委員会 委員長 染 谷 和 博

委員会中間報告書

本委員会に付託の調査事件について、会議規則第45条の規定により、下 記のとおり報告いたします。

- 1 調査事件名 令和3年第2回意見交換会時要望・意見に関する当委員会所管事務
- 2 調査の経過 令和4年3月7日、4月13日、6月16日
- 3 意 見 別紙のとおり

【建設経済常任委員会】令和3年11月13日 市民との意見交換会(要望・意見)

	要望・意見	現状(回答)
	スーパーなどの商業施設を目的として、スポン	国内の動向として、最近ではガバメントクラウドファンディングといって、自治体が抱える問題
	サーを募るのはどうか	解決のため、ふるさと納税の寄付金の「使い道」をより具体的にプロジェクト化し、そのプロジ
1		ェクトに共感した方から寄付を募る仕組み等があり、公共施設等の整備促進に充てる自治体も出
1		てきているところです。本市において現時点でそのような取組を行う予定はありませんが、スー
		パー等の商業施設の誘致を目的として、スポンサーを募ることにつきましては、全国の優良な取
		組事例等を参考に調査研究を進めてまいります。
	「るるぶ取手」は、大き過ぎて持ち歩けない。ポ	「るるぶ取手」は平成 29 年度から発行した市を代表する観光情報誌であり、本市への来訪者や
	ケットサイズのようなコンパクトなものがい	首都圏内を中心に配布しており、好評をいただいております。現在の冊子の規格は、AB版やワ
	l, v.	イド版と呼ばれる 210 mm×257 mmのサイズ(ほぼA4サイズ)で、28 ページで構成されてい
2		ます。ポケットサイズについては、るるぶの規格でもB5変形版(185mm×226 mm)やA5変
2		形版(147 mm×180 mm)の取扱いもありますが、本市の魅力をできるだけ数多く・見やすく・
		分かりやすくお伝えできるように、現在の規格とさせていただいております。なお、「大き過ぎて
		持ち歩けない」という課題につきましては、電子書籍でのダウンロードをお勧めしており、スマ
		ートフォンやタブレット等から容易に閲覧できるように対応しております。
	企業を誘致できるようなスペースをつくる。	市では取手市総合計画において「積極的な企業誘致の推進」をまちづくりの基本的方向性として
		掲げております。企業を誘致できるスペースの創出につきましては、市内の未利用地を有効活用
3		できるよう、情報収集や地権者等との協議調整を進めるとともに、国道沿道等における商業や流
		通等の新たな産業拠点としての土地利用の転換が図れるよう、国や県の都市計画や農政部門をは
		じめとする関係機関と連携を図りながら、積極的な企業誘致の推進に努めています。

	·	,
	商工業の発展(若い人が集える場所を増やしてほ	市では市内産業の活性化が図れるよう企業誘致や創業支援、商工会等と連携した事業者の支援に
	しい)	努めております。現在は、コロナ禍の影響による景気低迷に伴い、主に事業者の事業継続に向け
4		た支援を展開しております。ご要望にあります若い人が集える場所を増やす取組につきまして
4		は、現在のところ、コロナ禍の影響により開催を見合わせておりますが、駅前の商店会や商業施
		設関係者と連携しながら集客イベント等の開催も展開しているところです。市では、今後も引き
		続き、商工業の発展に努めてまいります。
5	子どもが自然の中で遊べるような所を造って欲	現在、自然豊かな公園・広場・緑地は 10 カ所です。
3	しい。	
6	近くの公園に高齢者が使える健康遊具を設置し	現在、健康遊具は 17 公園に 64 基設置しています。
O	てほしい。	
	とがしら公園の雨水対策(戸頭URの工事の影響	戸頭 UR 工事の影響については確認できませんでした。
7	で令和3年7月の豪雨の際、戸頭公園周辺の雨水	
'	が公園に流れ込むようになり、戸頭公園が一面湖	
	のようになった)。	
	利根川の水流を再生エネルギーに使えないか。市	環境省のデータによると、市を流れる利根川は流れが穏やかで、中小水力発電のポテンシャルは
8	役所に検討する部署を置いたらどうか。	ほぼゼロです。また、重要な 1 級河川である利根川の下流に発電所等の施設を作ることは、流れ
0		を阻害することになり洪水の危険度が増すため、防災上認められません。河川法でも同じような
		理由で認められません。
	気候非常事態宣言を発出した取手市として再生	区域や設備・コストを精査し、市に適したものを検討しています。
9	エネルギーの取り組みの先進事例を生み出す取	
	り組みの検討を。	

	要望・意見	現状(回答)
1 0	1. コミバスの時刻表は文字が小さく見づらい。	1. 時刻表は、1枚で全てのルートと乗り継ぎ案内が見られるように作成している状況です。
	行きと帰りが違うし、非常に不便。市役所、藤	文字が小さい点については、1枚で全ての情報を確認できることが利点と考えるため、見やす
	代庁舎を拠点化できないか。	いように文字のフォントや色合いなどを工夫して検討しています。
	2. コミバスの他に、タクシー(相乗りも可能)	市役所と藤代庁舎は現在、複数の路線に乗り継ぎできる拠点になっている状況です。行きと帰
	の活用を。	りが違い不便など、様々なご意見が寄せられる中では検討課題とします。
		2. 国の規制緩和などにより、タクシーの相乗りも可能になっている状況ではご活用いただくの
		も一つの手段と考えます。
1 1	桑原地区の進捗が見えない。	桑原地区の開発計画は、約67ヘクタールの市街化調整区域を市街化区域に編入し、土地区画整
		理事業による土地造成を行い、大規模な商業・業務拠点の整備を目指すものです。現在、桑原地
		区では地元地権者で構成する「桑原地区土地区画整理準備組合」と市と事業協力者(イオンモー
		ル株式会社・イオンタウン株式会社共同事業体)の3者協働により、早期事業化に向けた検討が
		進められています。また、桑原地区を市街化区域に編入するためには都市計画決定を要しますの
		で、市が令和5年度の都市計画決定に向けて国県等の関係機関協議を進めています。編入後の土
		地造成については、土地区画整理事業によって行うため、市及び事業協力者の支援のもと、準備
		組合において、土地区画整理事業の事業認可申請に必要となる事業計画案を作成するための調査
		業務が着実に進められていると聞いております。なお、当事業は組合施行の土地区画整理事業で
		あるという性格上、地権者の方々の土地利用意向や資産に関する情報の取扱いが必須であること
		から、合意形成過程の情報公開は慎重にならざるを得ないようです。一方で、都市計画決定を要
		する事業であることから、今後、地権者の合意形成が図られ、事業計画案がまとまった段階では、
		市民の皆様にお知らせしていく手続きが予定されています。
1 2	コミバスは、災害時には人員輸送や物資輸送等に	コミバスは、路線バスと同じように定時・定路線の通常運行が基本となります。
	使うべきである。	このため、災害時に輸送車として使用することはできませんが、東日本大震災の際には南相馬の
		住民が取手市へ避難する際に、民間の貸切バスで輸送した事例もありますので、状況によっては
		柔軟な対応もあり得ると考えます。

	要望・意見	現状(回答)
1 3	・取手駅西口の再開発は、街の活性化を図るため	取手駅西口再開発については、まちの活性化と魅力向上に繋がるものであると考えているため。
	にも必要、早く進めてほしい。	市に対し、市議会定例会等を通じて、検討状況や事業スケジュールについて都度確認をしている
	・駅の活性化は大事、藤代駅は駅前に喫茶店一つ	ところです。再開発ビルの建築については、令和8年度末の竣工を目指し、権利者の皆さん・事
	ない。	業協力者(㈱大京・戸田建設㈱)・市の三者が一体となり、実現に向けた検討を進めていると伺っ
		ております。また、この検討が実現することとなった場合、再開発ビルの建築工事については、
		市において施行中である新交通広場を含む都市基盤の整備工事が完了した後の着手となること
		から、可能な限り早期に都市基盤整備が完了するよう努めていくとのことです。
		藤代駅周辺地区については、これまで駅南口土地区画整理事業や、駅北口の交通広場の整備、駅
		北口から県道長沖藤代線・蔵前交差点に向けた市道の拡幅工事等、安全・安心の確保と利便性の
		向上を図るための取組を実施してきております。これらの取組は、まちに人流を生み出し、まち
		の活性化に繋がることが期待できるものであると考えております。

	要望・意見	現状(回答)
1 4	避難場所の小文間小だが藤代方面からの避難経	ご意見にあります「避難経路の一部分が非常に狭い」という狭路箇所の特定のため、現地調査を
	路の一部分が非常に狭い。	行いました。位置、場所の特定ができ、小文間地内の住宅地に一部狭路部分がありました。
		担当課は道路建設課ですが、当該避難経路確認のため、安全安心対策課の方にて聞き取りを行い
		ました。担当課の方でも、これまで当該狭路部分の問い合わせ等はなかったということでしたが、
		認識はされていました。
		総務省消防庁より示されていますとおり、避難するときは原則として徒歩での避難となります。
		当該狭路部分の幅員としましては、徒歩の際は十分と考えられます。障がい等となるような箇所、
		要因等もなく、また、当該経路は一例というもので必ずこの道路を通らなくてはならないという
		ことではありませんので、ご理解の程いただきたいとの市の考えでございました。
		また、自家用車両等を使用しました「車中避難」が考えられます。本市では、下高井の日本ファ
		ブテック様、前田建設様、取手競輪場と協定が交わされており、駐車場や敷地等が災害時に車中
		避難先として想定しているとのことでした。大規模水害に関する広域避難としましては、小貝川
		流域市等とこちらも協定が締結されており、他市への避難も可能となります。これらの点からは、
		小文間地内を通ることは考えにくく、車両での当該避難経路利用はされないものと考えられま
		す。
1 5	集中豪雨時の青柳地区(長町樋管)冠水について	ご意見にあります「1及び2」につきまして、相野谷川は県河川で国土交通省担当所と連携を
	1. 相野谷排水機場とのスムーズな連携	図り対応がなされているところであります。長町樋管に通ずる水路から相野谷川に通ずる水路が
	2. 相野谷川への迂回水路	設けられており、大雨の際は国交省担当へ連絡し、水門の開閉対応がなされているというところ
	3. 旧吉田保育所跡地に排水機場の設置	でございました。
		「3」につきましては、機械を使用しての排水には限界があり、自然放水・排水と比較しますと
		処理水量が少なくなるという点で、また、設置につきましての予算面を考慮し現在は検討してい
		ないということですが、市民の方より頂戴しています貴重なご提案としまして担当課へお伝えし
		ました。

	要望・意見	現状(回答)
1 6	吉田地域は集中豪雨で浸水する。排水路の整備を	浸水等につきまして、ご要望がありました際は、状況を確認し、解決方法を調査研究していると
	してほしい。	のことでした。排水路整備につきましては、ご要望の都度、堆積物の除去や清掃等が行われてお
		ります。吉田地区に限らず、本市には浸水等を帯びる箇所が相当数あり、これまで対応がなされ
		てきましたが、具体的箇所や状況等をお示しいただければ確認作業を行い、最善の方策を検討し
		ますとのことでした。
		排水路を造成するには、道路幅員により可・不可が出てまいります。この要因によりまして、市
		内に未造成箇所が数多くあり、新築等によりセットバックする際は、後退用地の買取りを行い複
		数の担当課にて協議を図り、造成等の対応も進められているということでした。
1 7	旧吉田保育所跡地を調整池にする。	現在、当該地は排水対策課で管理されており、有効な利活用ということで協議、検討が進められ
		ていますが、現段階では具体的な方向性までは決定に至っていないというところでございまし
		た。ご提案の調整池ですが、貴重なご意見としまして担当課へお伝えしました。しかし、造成に
		は多額の予算も想定され、難しい点も考えられますとの担当課の回答でしたが、将来的なことも
		踏まえ協議、検討等を進めていただけるようお願いしました。